

宇部市人権教育・啓発推進指針

～「人間が尊重される都市づくり」をめざして～

令和5年（2023年）3月

宇 部 市

「人間が尊重される都市づくり」

をめざして

人権は、すべての人が生まれながらにして持っている誰もが幸せに生活するために必要な大切な権利です。

その権利が尊重され、人権侵害が起こらない社会の実現を目指して、国内外を問わず人権に関するさまざまな取組が進められています。

本市は、平成17年（2005年）2月に人権教育・啓発を推進する上で基本となる考え方や方向性を示す「宇部市人権教育・啓発推進指針」を策定しました。その後、平成25年（2013年）3月には、環境の変化や新たな人権課題の対応に向けて本指針の改定を行い、市民一人ひとりが互いの人権を尊重し合い、共に成長する社会づくりを進めるため、人権問題の解決に向けて、さまざまな諸施策に取り組んでまいりました。

現在、私たちの身近では、子ども、高齢者や障害者に対するいじめや虐待等、外国人や感染者等に対する偏見や差別、インターネット上の誹謗中傷など、さまざまな態様の人権問題が存在しています。

こうした人権を取り巻く状況の変化を踏まえ、このたび人権に関する市民意識調査等を通じて得られた意見をもとに、本市が取り組むべき課題を分析・整理し、「宇部市人権教育・啓発推進指針」を改定いたしました。

今後は、この指針に基づき、国、県、関係機関、団体等との連携をより一層深めながら、「人間が尊重される都市づくり」の市民宣言のもと、市民一人ひとりが互いの人権を尊重し合い、誰もが生きづらさを感じることなく相互に認め合える共生社会の構築を目指し、人権教育・啓発に関する諸施策を総合的、計画的に推進してまいります。

最後に、本指針の改定にあたり、御審議いただいた「宇部市人権施策推進審議会」委員の皆様やパブリックコメント等を通じて貴重な御意見をいただいた多くの市民・関係団体の皆様に心から感謝を申し上げます。



令和5年（2023年）3月

宇部市長

篠崎 圭二

目 次

第1章 人権に関する基本認識

1 人権の概念と人権教育・啓発の定義	1
(1) 人権とは	1
(2) 人権教育・啓発とは	1
2 人権を取り巻く状況	2
(1) 国際社会の動向	2
(2) 国内の動向	2
(3) 宇部市の現状と課題	3

第2章 指針の基本的な考え方

1 指針の目標	5
2 指針の基本理念	5
3 指針の性格	6

第3章 人権教育・啓発の推進

1 人権教育の推進	7
(1) 学校における取組	7
(2) 地域における取組	7
(3) 家庭における取組	7
(4) 職場における取組	8
(5) 市職員における取組	8
(6) 指導者の養成	8
2 人権啓発の推進	9
(1) 啓発活動の充実	9
(2) 啓発活動の内容及び手法の検討	9
3 市民に対する支援の充実	10
(1) 自主的な活動の促進	10
(2) 相談体制の充実	11

4 分野別人権教育・啓発の推進	12
(1) ジェンダー平等に関する問題	12
(2) 子どもに関する問題	15
(3) 高齢者に関する問題	18
(4) 障害者に関する問題	21
(5) 同和問題	24
(6) 外国人に関する問題	26
(7) 性自認・性的指向に関する問題	28
(8) インターネットに関する問題	30
(9) その他の問題	32
○ 犯罪被害者と家族に関する問題	
○ 罪や非行を犯した人に関する問題	
○ 環境に関する問題	
○ 北朝鮮当局によって拉致された被害者等に関する問題	
○ 感染症等に関する問題	
○ 災害発生時に関する問題	
○ アイヌの人々に関する問題	
○ 性と生殖に関する健康と権利に関する問題	
○ 医療分野におけるインフォームド・コンセントの問題と自己決定権	

第4章 推進体制

1 推進体制	35
2 体系図	35

参考資料

○ 世界人権宣言	37
○ 日本国憲法（抄）	41
○ 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	43
○ 市民宣言	45

◆ 第1章 人権に関する基本認識 ◆

1 人権の概念と人権教育・啓発の定義

(1) 人権とは

基本的人権尊重の原則を定めた世界人権宣言では、第1条で「すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。」と述べています。

日本国憲法では、基本的人権の保障について「基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。」(第11条)、「自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。」(第12条)としています。

また、憲法が保障する人権には「個人の尊重と生命、自由及び幸福追求の権利を尊重する」(第13条)、「法の下では平等であり、差別されない」(第14条)、「思想・良心、表現、学問の自由」(第19条、第21条、第23条)や「健康で文化的な生活を送る権利」(第25条)などがあります。

さらに、第97条では「この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである」としています。

このように、人権とは「人間の尊厳に基づいて各人が持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利」と言えます。

(2) 人権教育・啓発とは

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律では、第2条で「人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。」と定義しています。

2 人権を取り巻く状況

(1) 国際社会の動向

20世紀、二度にわたる世界大戦により、多くの尊い命が奪われたばかりか、さまざまな人権侵害が行われたことへの反省から、国際連合（以下、「国連」という。）は、昭和23年（1948年）12月、第3回国連総会において、人権尊重に関するすべての人と国が達成すべき基準として「世界人権宣言」を採択しました。

その後、国連では、この「世界人権宣言」で規定された権利に法的拘束力を持たせるため、「国際人権規約」、「人種差別撤廃条約」、「女子差別撤廃条約」、「子どもの権利条約」、「障害者権利条約」などの数多くの人権に関する条約の採択をはじめ、特定の事項に焦点を当てた国際年の設定など、人権保障に向けた取組が進められてきました。

また、平成23年（2011年）には、すべての国家とすべての企業に適用される「ビジネスと人権に関する指導原則」が国連で採択され、人権の尊重における国家としての義務や企業の役割について示されています。

さらに、平成27年（2015年）の国連サミットでは、持続可能な世界を実現するため、令和12年（2030年）をゴールとする国際目標として、SDGs（持続可能な開発目標）が採択され、各国において、その実現に向けた地球上の「誰一人取り残さない」ことを基本理念とした取組が進められています。

(2) 国内の動向

我が国では、国民主権、基本的人権の尊重及び平和主義を基本原理とする「日本国憲法」が昭和22年（1947年）に施行され、これまで人権に係る諸制度が整備されるとともに、人権尊重社会の実現に向けた諸施策が実施されてきました。

平成9年（1997年）に「人権擁護施策推進法」が施行され、同法に基づき設置された「人権擁護推進審議会」は、平成11年（1999年）7月に「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項について」、平成13年（2001年）5月に「人権救済制度の在り方について」を答申しました。

また、平成12年（2000年）12月には、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行され、この法の規定に基づき、平成14年（2002年）3月に、人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進していくため、「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定されました。

さらに、平成28年（2016年）4月には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」、同年6月には、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」、同年12

月には、「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」が施行され、これらはいわゆる「人権三法」と呼ばれ、差別解消に向けた大きな契機となりました。

山口県においては、平成14年（2002年）3月、人権に関する総合的な取組を推進するための基本指針となる「山口県人権推進指針」が策定され、平成24年（2012年）3月に指針の改定がなされました。

改定された指針では、一人ひとりがかけがえのない尊い生命（いのち）の主体者であるという、人間尊重を基本的な考え方として、「じゅう（自由）」・「びょうどう（平等）」・「いのち（生命）」の3つをキーワードとしています。

(3) 宇部市の現状と課題

本市においても、国・県の動向を踏まえ、これまでさまざまな人権問題について、それぞれの課題に対応した施策の推進に努めてきました。

平成14年（2002年）11月には、市長の諮問に応じ、人権に係る施策の推進について必要な事項を調査・審議する「宇部市人権施策推進審議会」を設置し、市民の基本的な人権尊重に向けての取組を進めてきました。

平成15年（2003年）及び平成19年（2007年）には、それまでの校区同和教育推進協議会を改編し、名称を地区人権教育推進委員協議会として、地域における人権教育・啓発を推進しています。

平成17年（2005年）2月には、本市が進める人権教育・啓発に関わる施策について基本的な方向性を示す指針として「宇部市人権教育・啓発推進指針」を策定し、さらに、平成25年（2013年）3月に改定を行い、この指針に基づき、本市の市民宣言にうたわれている「人間が尊重される都市づくり」をめざし、市民の人権意識の高揚を図るための人権教育・啓発を推進しています。

平成21年（2009年）7月には、本市における人権に関するさまざまな課題及び本市の人権施策全般に関し、全庁的な連携及び協力体制を確保し、総合的かつ効果的な業務の遂行を図るため、「宇部市人権施策推進連絡会議」を設置し、人権に配慮した行政の推進に努めています。

また、人権諸施策の推進等の参考に資するため、令和2年（2020年）9月に「人権に関する市民意識調査^①」を実施しました。その調査によると、「自分の人権が侵害されたと思ったことがある」と回答した人の割合が18.3%となっており、感染症、LGBT^②、同和問題等に係る偏見や差別、高齢者・子どもへの虐待やいじめなど、さまざまな人権問題が依然として地域社会に存在していることが分かります。

また、近年では、インターネット上での誹謗中傷や差別を助長するような情報の発信が新たな社会問題となっています。

① 人権に関する市民意識調査

市民の人権に関する意識を把握し、今後の人権に関する施策を推進する上での基礎資料とするため、令和2年(2020年)9月、市内に居住する18歳以上の男女2,000人を対象に実施したもの(有効回収数914票、有効回収率46.1%)。

② L G B T

セクシュアルマイノリティ(性的少数者)を表す言葉で、性的指向や性自認を意味する英語の頭文字をとって作られた総称

L…レズビアン(女性同性愛者)

G…ゲイ(男性同性愛者)

B…バイセクシュアル(両性愛者)

T…トランスジェンダー(生まれた時の性別と自認する性別が一致しない人)

◆ 第2章 指針の基本的な考え方 ◆

1 指針の目標

本指針は、「人間が尊重される都市づくり」の市民宣言のもと、市民一人ひとりが互いの人権を尊重し合い、相互に認め合える共生社会の構築を目標としています。

2 指針の基本理念

「人間が尊重される都市づくり」をめざして

人はすべて自由（じゆう）にして平等（びやうどう）であり、一人の人間として互いに尊重されなければなりません。市民一人ひとりが互いの人権を尊重し合い、共に成長する社会づくりを進めるためには、一人ひとりがかけがえのない尊い生命（いのち）の主体者であるという「人間尊重」を基本的な考え方とする必要があります。

本市は、「人間が尊重される都市づくり」を宇部のところとして尊重することを市民宣言に掲げています。

また、令和3年（2021年）12月に策定した、第五次宇部市総合計画基本構想では、「ひとが輝き交流ひろがるわたしたちの宇部^{まち}～共存同栄の精神^{こころ}を未来につないで～」を将来都市像として、市民一人ひとりが夢や希望を抱き、自分のありたい姿を実現していくことで、さまざまな分野の交流が広がり、賑わいと活気にあふれるまちを「共創」していくこととしています。

そのために、個人の価値観の多様性が進む中においても相手を思いやる心を育み、一人ひとりが個性を認め合い、互いの人権を尊重することで、誰もが生きづらさを感じることなく、安心して暮らせる社会づくりを進めることが大切です。

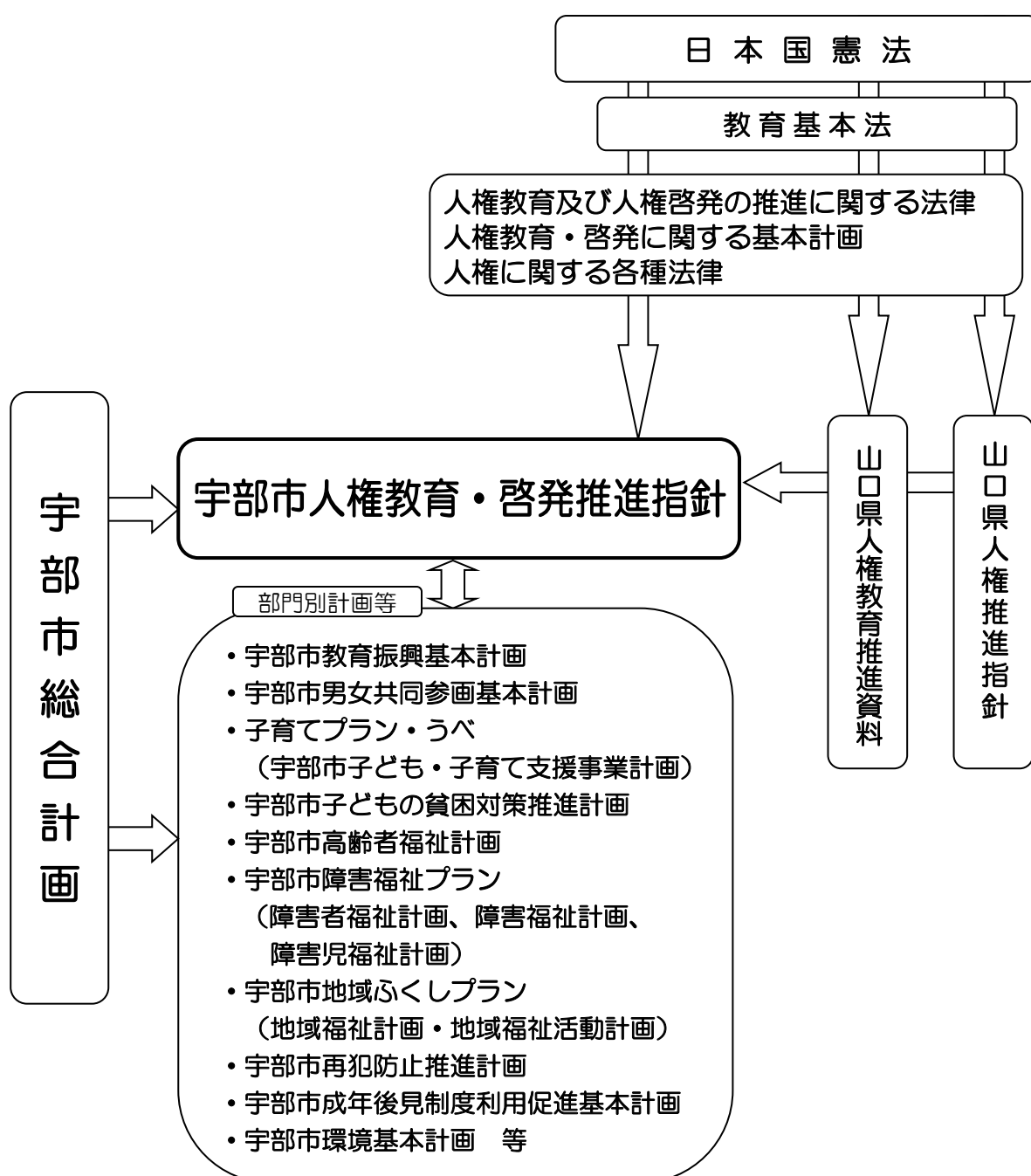
これらを踏まえ、学校、地域、家庭、職場その他のさまざまな場を通じて、人権教育・啓発を推進し、「人間が尊重される都市づくり」を目指して取り組んでいくことを本指針の基本理念とします。

3 指針の性格

この指針は、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律第5条に規定する地方公共団体の責務として、本市が取り組む人権教育・啓発に関わる施策についての基本的な方向を示すもので、「日本国憲法」及び「教育基本法」の精神や「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき策定された「人権教育・啓発に関する基本計画」及び「山口県人権推進指針」等の趣旨を踏まえたものです。

「宇部市総合計画」に基づく部門別計画等の推進にあたっては、本指針の趣旨に沿った取組を行うこととします。

なお、今後、人権を取り巻く国内外の動向や社会経済情勢の変化等に適切に対応するため、必要に応じ内容の見直しを図るものとします。



◆ 第3章 人権教育・啓発の推進 ◆

1 人権教育の推進

日本国憲法及び教育基本法の精神にのっとり、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律の趣旨を踏まえ、基本的人権が尊重されるよう人権教育を推進します。

(1) 学校における取組

一人ひとりを大切にする人権尊重を土台とした学校づくりとともに、指導計画や指導方法の工夫を行います。

このため、教職員研修を充実することで資質の向上を図り、学校のさまざまな教育活動において人権尊重の視点を明確にした取組がなされるよう、実効性のある推進体制や全体計画等の整備・充実に努めます。

また、実践記録の累積や学校間での情報交換により指導資料の整備・充実に努めます。さらに、多様な体験活動を通しての集団づくりや人間関係づくり及び誰もが安心して学ぶことのできる学習環境づくりを推進します。

そして、より充実した学校人権教育の推進に必要な家庭や地域との連携を図れるよう、人権教育参観日や講演会等の開催に対して支援を行います。

(2) 地域における取組

本市では、各地区に設置されている人権教育推進委員協議会が、地域住民の人権意識の高揚を図り、人権が尊重される心豊かな地域社会を実現することを目的に、人権教育推進大会や人権学習会を自主的に開催しています。

今後とも、人権教育推進委員協議会はもとより、地区内の自治会組織、各種文化・福祉団体、ボランティア団体等と連携を図り、地域での自主的な取組がさらに活性化するように支援し、人権が尊重される地域づくりを推進します。

また、地域の実情や課題、市民の学習ニーズを踏まえた多様な学習機会を提供します。

(3) 家庭における取組

家庭での教育は、人権の大切さに気付く豊かな感性を育む上で重要な役割を果たしています。

保護者自身が、お互いを尊重し認め合うという姿勢を、日常生活の中で子どもに示していくことが何よりも大切です。保護者が子どもから教わることもあり、家庭はお互いが学び合い成長し合う場とも言えます。

そこで、家族のふれあいや親子共同体験の機会の提供や、人権が尊重された家庭生活に関する学習機会の充実に努めます。

また、家庭教育上の諸問題について、いつでも気軽に相談できる支援体制の整備・充実を図ります。

(4) 職場における取組

本市では、宇部・山陽小野田地区企業人権教育連絡協議会を設置し、企業における人権教育の推進に取り組んでいます。

今後とも、宇部・山陽小野田地区企業人権教育連絡協議会はもとより、市内の企業・法人と連携を図りながら、従業者の人権に対する理解を深める多様な学習機会を提供するとともに、職場内研修の自主的な取組を支援します。また、法令遵守や企業の社会的責任（CSR）^③についての理解を深める取組を推進します。

(5) 市職員における取組

市が行うすべての業務は、人権と無関係ではありません。

市職員は、一人ひとりが常に人権に関する意識を持ち、人権尊重の視点に立って業務を遂行する必要があります。

社会の変化とともに多様化する人権問題に対応するため、人権に関する研修を充実させる等、さまざまな取組を実施し、市職員の持続的な人権意識の高揚や、人権行政の担い手としての自覚を醸成します。

(6) 指導者の養成

地域や職場において、人権教育・啓発の自主的な取組を活性化させるためには、リーダーシップを発揮し効果的な指導や適切な助言を行う指導者の役割が重要となります。

本市では、地区人権教育推進委員協議会、宇部・山陽小野田地区企業人権教育連絡協議会を中心に、地域社会での人権教育・啓発の推進に取り組んでおり、重要な役割を果たしています。

今後とも、内容を多様化させた研修会等の開催により、指導者の養成に積極的に取り組むとともに、指導者の指導力、資質の向上等を図ります。

③企業の社会的責任（CSR）

Corporate Social Responsibility の略。収益を上げ配当を維持し、法令を遵守するだけでなく、人権に配慮した適正な雇用・労働条件、消費者への適切な対応、環境問題への配慮、地域社会への貢献など、企業が市民として果たすべき責任のこと

2 人権啓発の推進

市民一人ひとりが、基本的人権を尊重し、さまざまな人権課題に対し、正しい理解を深めるとともに、市民の人権意識の高揚を図るため、幅広い啓発活動を積極的に推進します。

(1) 啓発活動の充実

市広報及びウェブサイト等による情報発信、ポスター及びパネルの展示、啓発資料・物品の作成及び配布など、さまざまな広報活動に取り組むとともに、啓発行事やイベントの開催に努めます。

特に、啓発行事やイベントは、多くの市民が参加することにより市民の間に人権尊重の意識が広まることが期待できることから、日頃、人権について考える機会の少ない市民も気軽に参加できるものとする必要があります。そのため、身近な場所での実施や対象者により曜日や時間帯の工夫、年齢層に応じた啓発内容の選定など、市民が興味を持って参加できる機会の充実に努めます。

(2) 啓発活動の内容及び手法の検討

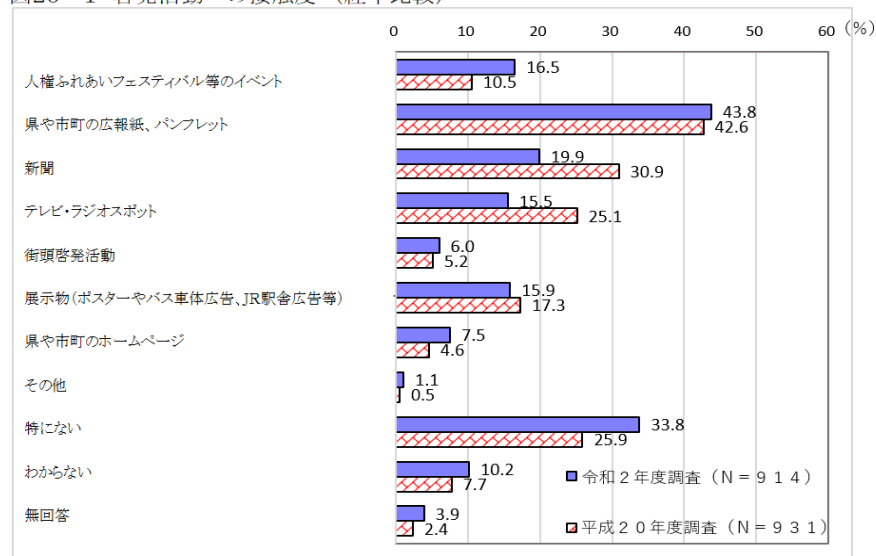
基本的人権を尊重するという普遍的な視点からの啓発活動を推進するとともに、社会情勢や風潮を踏まえた具体的な事例や身近な問題をテーマに取り上げ、市民の理解や共感が得られるような啓発活動となるよう努めます。

また、啓発行事やイベントなどを有効に活用し、参加・体験型の手法を取り入れるなど、幅広い層の市民が、日常の人権問題を考えるきっかけとなるよう啓発手法を工夫し、市民に届きやすい効果的な啓発活動を進めます。

〈参考〉

啓発活動への接触度

図20-1 啓発活動への接触度（経年比較）



(令和2年度実施) 人権に関する意識調査結果から

3 市民に対する支援の充実

(1) 自主的な活動の促進

市民が自主的な学習活動の場として利用できるよう、ふれあいセンターや隣保館等の公共施設を設置するとともに、全地区に人権教育推進委員協議会を組織し、地域住民の人権意識の高揚を図り、人権が尊重される心豊かな地域社会の実現に向け、その活動を支援してきました。

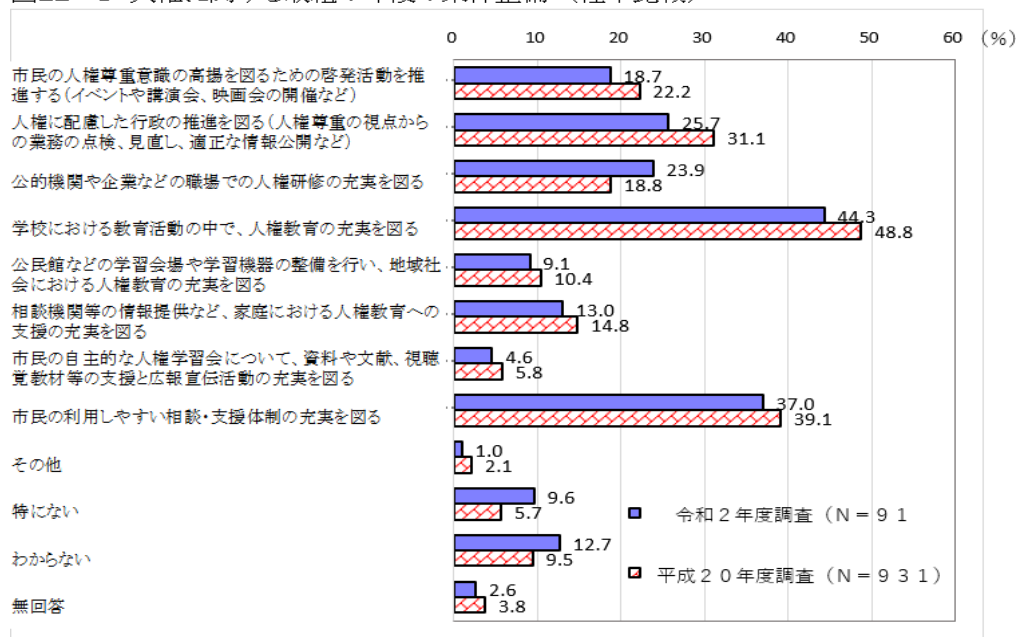
今後も、市民の自主的な学習意欲を高め、さまざまな人権問題に対する正しい理解を深めることができるよう、人権に関する資料や情報等を収集し、自主的な取組に対しては、視聴覚機器や映像教材等の貸出を行うとともに出前講座等による講師の派遣などの支援を行い、それらの情報については、ウェブサイト等への掲載を通じて周知に努めます。

また、市民一人ひとりが基本的人権の意義や内容、重要性について理解し、自分の大切さとともに他の人の大切さも認め、態度や行動に現すことができるための支援の充実を図ります。

〈参考〉

人権に関する取組の今後の条件整備

図22-1 人権に関する取組の今後の条件整備（経年比較）



(令和2年度実施) 人権に関する意識調査結果から

(2) 相談体制の充実

現在、人権問題に関する相談は、国においては、法務局と人権擁護委員により実施されており、市では、法律相談や市民相談、女性相談、家庭児童相談、高齢者や障害者を対象とした相談など、その内容に応じた各種専門の相談窓口を設置し対応していますが、市民の人権意識の高まりや、社会情勢の変化等による新たな人権問題の発生などにより、今後、ますます相談機関の必要性、重要性は高まるものと想定されます。

このため、相互の連携が不十分である、気軽に相談できる身近な存在ではない、どこの相談窓口に行けばよいか分からないといった状況を解消できるよう、相談機関相互の連携・強化を図ることが求められます。

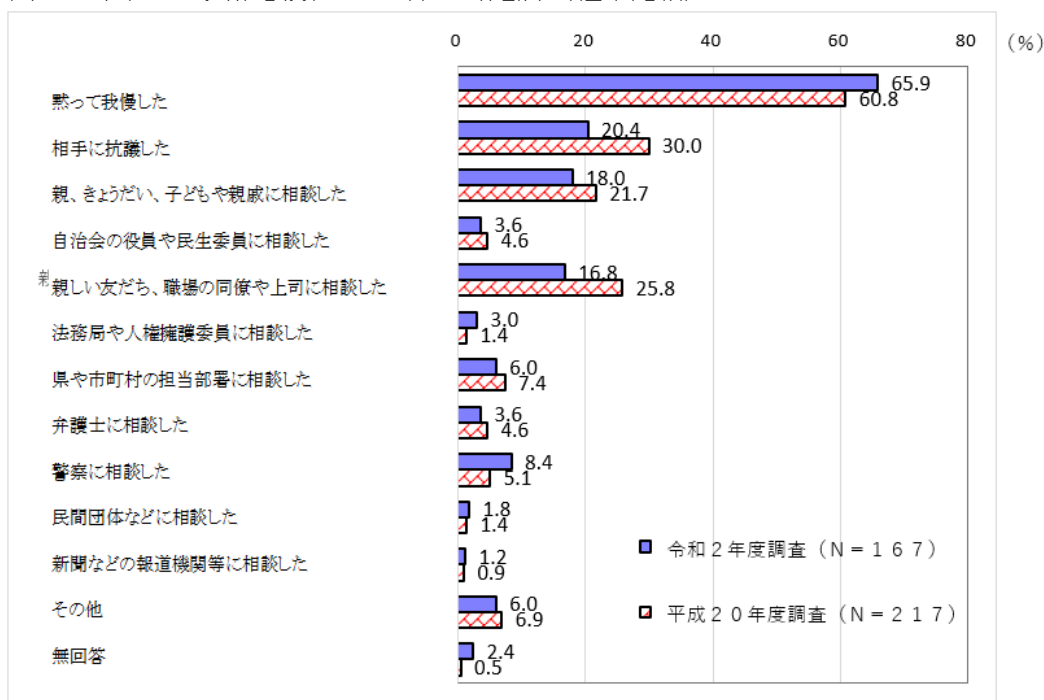
また、「人権に関する市民意識調査」では、人権を侵害された際の対処法として、「黙って我慢した」と回答した割合が、依然として大半を占めています。

このようなことから、市民が利用しやすいように相談窓口についての情報を周知するとともに、相談者への的確な助言・支援が実施できるよう担当する職員、相談員等の資質の向上を図るなど、相談体制の充実に努めます。

〈参考〉

人権を侵害された際の対処法

図4-2(2)-1 人権を侵害された際の対処法（経年比較）



（令和2年度実施）人権に関する意識調査結果から

4 分野別人権教育・啓発の推進

(1) ジェンダー^④平等に関する問題

現状と課題

誰もが、互いにその人権を尊重しながら責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会を実現するためには、その根底にあるジェンダーについて理解を深めていくことが大切です。

本市においては、平成10年（1998年）6月議会において、「男女共同参画都市宣言」が中国地方で初めて決議され、平成14年（2002年）6月には、「宇部市男女共同参画推進条例」を施行し、学校や家庭、地域、職場などあらゆる分野において男女共同参画の推進に向けた取組を進めてきました。

また、DV^⑤（配偶者等からの暴力）等に関する相談業務を充実させるため、平成20年（2008年）4月には、県下の市町では唯一となる「宇部市配偶者暴力相談支援センター」を設置し、関係機関等とも連携を図りながら、被害者の保護や自立支援、DVの未然防止のための啓発などに取り組んでいます。

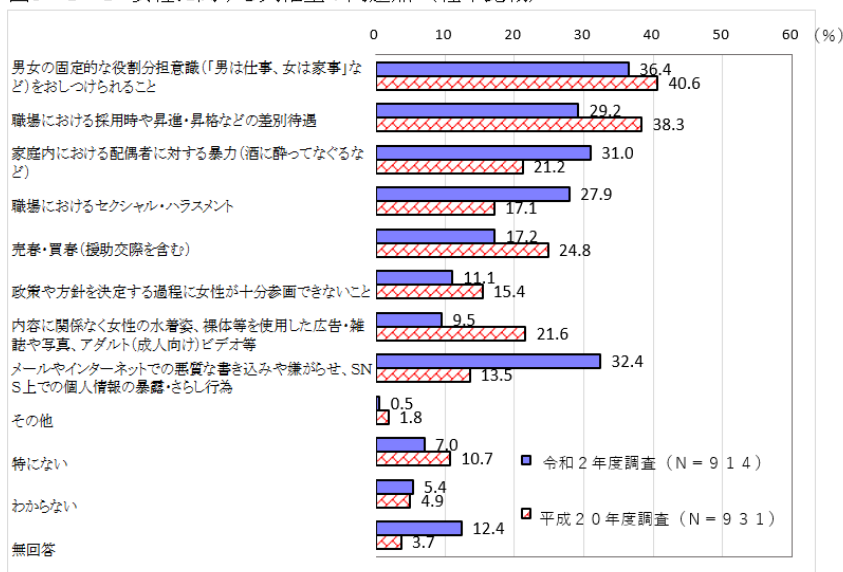
こうした取組により、職域における女性の活躍推進や男性による家庭生活への参画促進、DV防止の重要性等について理解が進むなど、ジェンダーに関する社会環境も大きく改善されてきました。

しかしながら、「人権に関する市民意識調査」では、女性に関する人権上の問題点として「男女の固定的な役割分担意識」への問題意識が高く、また、「家庭内における配偶者に対する暴力」や「職場におけるセクシャル・ハラスメント」への問題意識が増加傾向にあります。

〈参考〉

女性に関する人権上の問題点

図6-1-1 女性に関する人権上の問題点（経年比較）



(令和2年度実施) 人権に関する意識調査結果から

取組の視点

社会のあらゆる分野において、誰もが対等な立場で参画していけるよう、性別による固定的な役割分担意識の解消を図るとともに、DVをはじめとする男女間における暴力を根絶していくために、令和4年（2022年）3月に策定した「第4次宇部市男女共同参画基本計画」及び「第2次宇部市配偶者暴力等対策基本計画」に基づき、引き続き、ジェンダー平等の実現に向けた施策を進めていく必要があります。

取組の方向性

①方針決定の場への女性の参画

市が自ら率先して女性の登用を進め、また審議会等にも女性委員を積極的に登用するなど、市の政策形成において女性の意思を反映させるとともに、事業者、団体等に対しても女性の参画拡大を推進するよう積極的に働きかけを行い、意識改革を図ります。

また、女性自ら意欲を高め能力を発揮できるよう女性リーダーの育成に向けた支援を行います。

②事業者における女性活躍のための職場環境改善

女性従業員のための職場環境の整備、男性従業員の育児休暇取得の促進などを進める女性活躍推進企業を増やすことで、事業者における男女共同参画の理解を深め、女性が活躍できる環境づくりを進めます。

③夫やパートナーによる家庭生活への参画

夫やパートナーが主体的に家事・育児・介護などの家庭生活へ参画することは、男性の働き方の見直しだけでなく、女性の家庭生活における負担が軽減されることで、仕事と家庭生活の両立可能性を高め、ワーク・ライフ・バランス^⑥の推進につながることから、固定的な性別役割分担意識の改革を図るとともに、家庭生活への参画を促進するための意識啓発に取り組みます。

④DV等に関する相談窓口の周知

DVは、相談につなげられないことで多数の被害が潜在化していると言われており、必要としている人に相談窓口の情報が届くよう、さらなる周知に取り組みます。

また、被害者の精神的な負担の軽減を図るため、組織的に対応し、被害者の立場に立った利用しやすい相談環境の整備に取り組みます。

⑤男女の地位に関する平等感の形成

社会のあらゆる分野において、性別を問わず、誰もが対等な立場で参画できるよう、人々の意識の中に形成された性別による固定的な役割分担意識の解消を図

り、ジェンダー平等への意識を醸成するため、意識啓発に取り組みます。

④ジェンダー

「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／gender）という。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている

⑤DV

ドメスティック・バイオレンス（Domestic Violence）の略で、日本では「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」という意味で使われることが多い。DV防止法（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律）により、身体的な暴力だけでなく、心身へ有害な影響を及ぼす言動（精神的・経済的・性的・社会的なもの等）も暴力の対象とされている

⑥ワーク・ライフ・バランス

働く者が、その意欲と能力を活かして充実した生活を送れるよう、仕事と生活を調和させるという考え方。仕事と生活のどちらも充実させることで、互いに好循環を生み出すことを目的としている。憲章では、ワーク・ライフ・バランスが実現した社会は、①就労による経済的自立が可能な社会、②健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会、③多様な働き方・生き方が選択できる社会、の3つを兼ね備えていると定義されている

(2) 子どもに関する問題

現状と課題

近年、我が国においては、子どもを取り巻く社会・生活環境が変化する中、児童虐待、いじめ、不登校、ひきこもり、子どもの貧困などが大きな社会問題となっており、最近では、離婚後の養育費不払いやヤングケアラー^⑦などについても注目されています。

本市においては、平成23年（2011年）3月に、すべての子どもの健やかな育ちを社会全体で共に支え、市民一人ひとりが次世代を担う子どもの健全な育成に誇りと喜びを感じることができる社会を実現するために、「宇部市次世代を担う子どもをすくすくと育てることの推進に関する条例」を制定し、市の組織全体で、また、市民や関係団体との協働により取り組んできました。

そして、平成27年（2015年）3月には「子育てプラン・うべ（宇部市子ども・子育て支援事業計画）」を、令和2年（2020年）3月には内容を見直した「子育てプラン・うべ（第2期宇部市子ども・子育て支援事業計画）」を策定し、子どもが健やかに生まれ、育成される社会の形成に向けて、子育て支援策を計画的に推進しています。

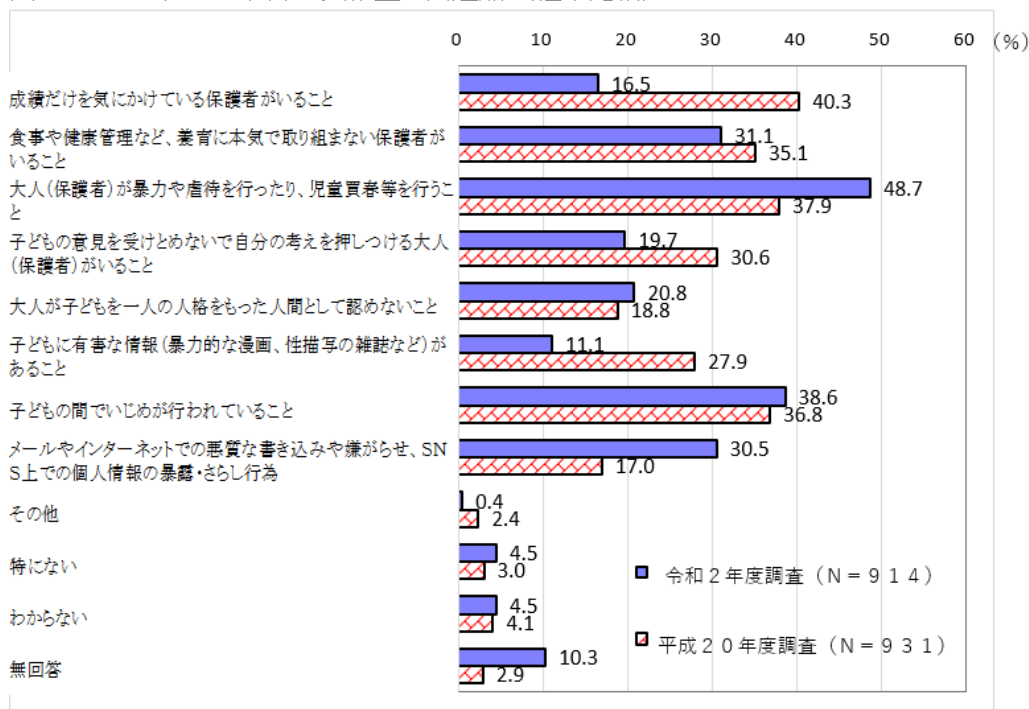
さらに、平成29年（2017年）12月には「宇部市子どもの貧困対策体制整備計画」を、令和4年（2022年）3月には内容を見直した「第2期宇部市子どもの貧困対策推進計画」を策定し、すべての子どもが、家庭の環境や経済的な状況によらず、等しく健やかに成長し、夢や希望をもって将来を歩んでいけるよう、子どもの貧困対策を総合的に進めています。

しかしながら、「人権に関する市民意識調査」では、子どもに関する人権上の問題点として、「大人（保護者）が暴力や虐待を行ったり、児童買春等を行うこと」への問題意識が高くなっています。

また、令和4年（2022年）8月に実施したひとり親家庭へのアンケートでは、養育費の取り決めをしているものは約3割にとどまることがわかっており、ヤングケアラーについては、令和3年（2021年）7月に市内小中学生の一部とその保護者を対象に実施した「宇部市子どもの生活実態調査」の中で、家事や兄弟姉妹の世話、親や祖父母の介護をする中学生の存在を確認しています。

〈参考〉 子どもに関する人権上の問題点

図7-1-1 子どもに関する人権上の問題点（経年比較）



(令和2年度実施) 人権に関する意識調査結果から

取組の視点

全ての子どもについて、個人として尊重され、基本的人権が保障されるよう、子どもの意見を尊重し、子どもの最善の利益を優先して考えながら、関係機関や地域と連携して支援を進めて行く必要があります。

取組の方向性

①子どもの人権擁護

子どもを権利の主体として位置づけ、その権利を保障する「こども基本法」が令和5年(2023年)4月1日に施行されることに伴い、学校、家庭、地域、職場などのあらゆる場と機会において、子ども自身を含む市民に対して、子どもの人権尊重や擁護についての教育・啓発を進めるとともに、子どもの意見を施策に反映させる取組を進めます。

②児童虐待防止の推進

山口県宇部児童相談所等の行政機関や民生児童委員等の関係団体並びに、宇部市こども支援ネットワーク協議会(宇部市要保護児童対策地域協議会)との連携を強め、市民の意識啓発に努めます。

また、児童虐待防止に向けた窓口機能を強化するとともに、支援が必要な子ど

もの早期発見・未然防止、要保護児童等の支援体制強化に努めます。

③困難を抱える子どもの支援

子どもの将来がその生まれ育った環境に左右されないよう、経済的に困難な状況にある子どもの環境を整備し、生活、教育、親の就労等を総合的に支援します。

養育費は、子どもの権利であるという認識のもと、司法機関と連携しながら、取り決めの促進や調停費用等を補助し、養育費確保を支援します。

また、ヤングケアラーなど、表面化しにくい問題についても、関係者への研修や家庭への周知・啓発により理解を促進し、学校や民間支援団体を含めた関係機関と連携して早期発見・早期支援につなげる体制を構築します。

④相談、指導体制の強化充実

家庭は子どもをめぐる育成環境の中心的役割を担うことから、保護者に対するサポートの充実も必要であるため、子どもに関するさまざまな相談に対応し、的確な指導等を実施できる体制の強化に努めます。

そのため、山口県宇部児童相談所等の行政機関や山口県立こころの医療センター等医療機関との連携を図るとともに、市の相談体制の充実や主任児童委員をはじめとする身近な地域における関係機関との連携を進めます。

また、青少年の非行等問題行動やいじめ、不登校などのさまざまな問題に対して、家庭、学校、地域、関係機関等と連携した相談業務の充実に努めるとともに、児童虐待の未然防止、早期発見・対応、再発予防等、身近な地域で安心した生活を送るための支援を、県や学校、医療機関などの関係機関と連携しながら、より一層強化に努めます。

⑦ヤングケアラー

一般に本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている 18 歳未満の子どもとされ、家庭内のデリケートな問題であること、本人や家族に自覚がないといった理由から、支援が必要であっても表面化しにくい構造が問題となっている。

(3) 高齢者に関する問題

現状と課題

我が国の65歳以上の高齢者人口は、令和2年（2020年）国勢調査では過去最高の3,602万人、高齢化率は28.6%となり、前回調査に引き続き世界で最も高い水準です。

本市における令和4年（2022年）4月1日現在の高齢者人口は54,230人、高齢化率は33.6%で、3人に1人が高齢者という構成であり、10年前の平成24年（2012年）の26.4%と比べて7.2ポイント増加しています。

このような超高齢社会で、認知症高齢者や一人暮らしの高齢者の増加といった社会構造の変化が進む中、詐欺事件など高齢者が被害となる犯罪の増加、家族等介護者からの嫌がらせや虐待行為、認知症について社会の理解が不十分であるなど人権問題や社会的課題が多く見受けられます。

本市では、高齢者が健やかに生きがいと尊厳をもって、安心して暮らすことができるような地域を目指して、地域支え合い包括ケアシステム[®]の構築・推進に取り組んできました。

こうした取組により、健康を維持しつつ社会参加する高齢者が増え、認知症などの高齢者が抱える問題についての理解は、幅広い年齢層を対象に地域や職域等で広がっています。

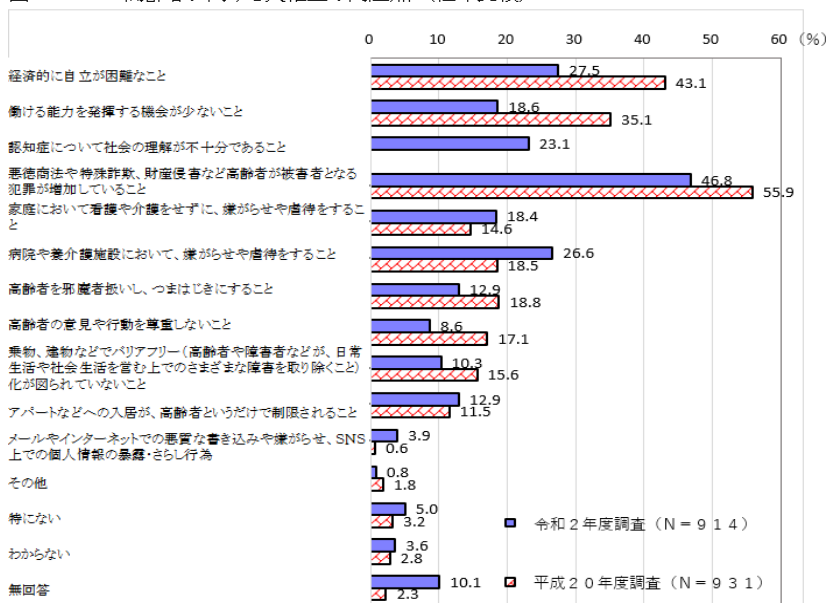
しかし、高齢者を狙った詐欺事件については、関係機関とも協力して対策を行っていますが、「人権に関する市民意識調査」においても、高齢者に関する人権上の問題点として、「悪徳商法や特殊詐欺など高齢者が被害者となる犯罪が増加していること」への問題意識が高いように、還付金詐欺等、新たな手口による詐欺被害が後を絶ちません。

また、家族や要介護施設等介護者からの嫌がらせや虐待行為を受ける高齢者も増加傾向にあります。

〈参考〉

高齢者に関する人権上の問題点

図8-1-1 高齢者に関する人権上の問題点（経年比較）



（令和2年度実施）人権に関する意識調査結果から

取組の視点

今後の人口減少、少子高齢化の進む社会を見据え、高齢者が健康で元気に自分らしく活躍し、住み慣れた地域でイキイキと安全に安心して暮らすことができる地域共生社会の実現に向けて取り組みます。

取組の方向性

①高齢者の人権についての意識啓発

認知症の高齢者や高齢者虐待についての市民の正しい理解と認識を深めるため、啓発活動を推進します。

②高齢者参加による地域づくりの推進

高齢者が地域活動へ参加するための環境を整備し、高齢者が生きがいを持ち安心して暮らせるよう、これまで培ってきた知識や経験を生かし、地域で活動できる仕組みづくりを推進します。

③高齢者の権利擁護の推進

認知症の高齢者など判断能力が十分でない人が、地域において安心して生活を送れるように「地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）」や「成年後見制度^⑨」の利用促進、高齢者虐待の防止など、高齢者の権利擁護のための事業を推進します。

また、関係機関と連携を図り、保健・医療・福祉など高齢者に対する総合的な相談体制の充実に努めます。

④安心して暮らすための地域支え合い包括ケアシステムの充実

地域や高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）等関係機関と連携を図り、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援など高齢者に対する総合的な相談体制の充実及び地域支援体制の強化に努めます。

⑧地域支え合い包括ケアシステム

要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい生活を最後まで続けることができるように地域内で助け合う体制

⑨成年後見制度

認知症などによって物事を判断する能力が十分でない方について、本人の権利を守る援助者（成年後見人等）を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度

(4) 障害者に関する問題

現状と課題

障害者が一人の人間として尊重され、自己の能力を発揮して社会に参加し、生きがいのある生活を営むことができるよう社会全体で支援する必要があります。

平成23年（2011年）には、障害者基本法の改正が行われ、「合理的配慮」をしないことも差別であるという権利条約の趣旨を踏まえ、障害者への差別とならないよう、障害者が個々の場合において社会的障壁の除去を必要とし、かつ、そのための負担が過重でない場合には、その障壁を除去するための措置を実施しなければならない旨が規定されました。

さらに、障害者に対する虐待を防止することなどを目的として、平成24年（2012年）10月に「障害者虐待防止法」が施行されました。

また、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が平成28年（2016年）4月から施行され、不当な差別的取扱いの禁止や障害者の社会的障壁を可能な範囲で取り除く「合理的配慮」の提供を、国や地方公共団体及び民間事業者に対して求めています。

令和3年（2021年）5月には改正障害者差別解消法が成立し、これまで努力義務であった民間事業者の「合理的配慮」の提供が、令和6年（2024年）6月までに、国や地方公共団体と同様に義務化されます。

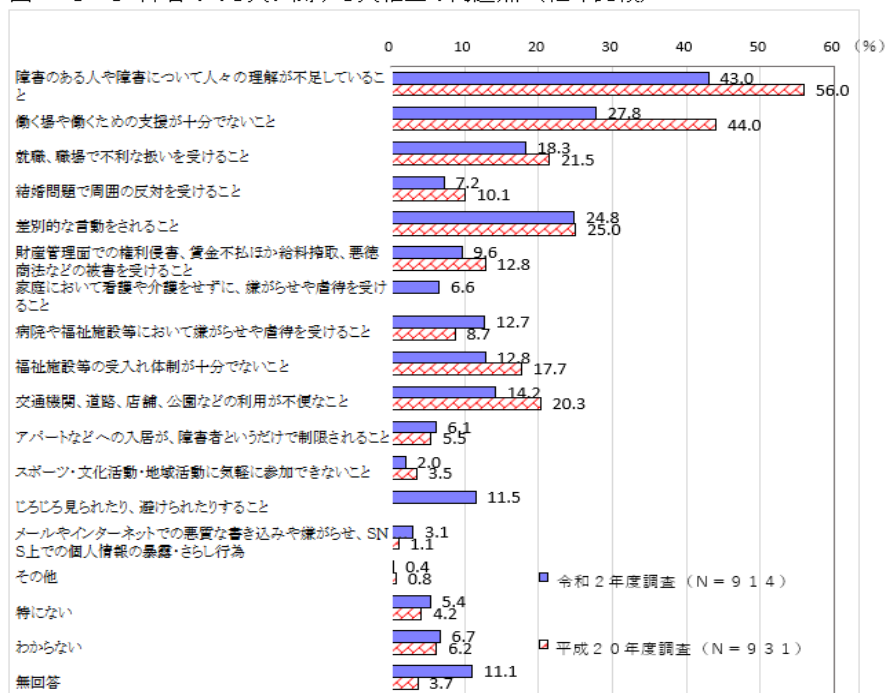
本市においても、障害者がそれぞれの障害の特性に応じたコミュニケーション手段の選択と利用ができる環境を整備することを目的とした「宇部市障害のある人へのコミュニケーション支援条例」を平成29年（2017年）に制定しました。

さらに、「第四次宇部市障害者福祉計画」（平成30年（2018年）に策定、令和3年（2021年）改定）では、「障害のあるなしにかかわらず、互いの個性を認め合い、いきいきと安心して暮らせる地域共生のまちづくり」を新たな基本理念として定め、その実現に向けた各種施策を推進しています。

その結果、「人権に関する市民意識調査」では、障害のある人に関する人権上の問題点は全体的に改善が見られますが、「病院や福祉施設等において嫌がらせや虐待を受けること」や「アパートなどへの入居が、障害者というだけで制限されること」についての問題意識は高まっており、継続的な取組が必要です。

〈参考〉 障害のある人に関する人権上の問題点

図9-1-1 障害のある人に関する人権上の問題点（経年比較）



（令和2年度実施）人権に関する意識調査結果から

取組の視点

今後も障害者の権利擁護の視点に立った取組を進め、障害者が一人の人間として尊重され、自己の能力を発揮して社会に参加し、生きがいのある生活を営むことができるよう社会全体で支援する必要があります。

取組の方向性

①障害についての理解及び障害者雇用の促進

広報紙やウェブサイト、各種行事や講習といったさまざまな場を活用し、障害についての理解促進や啓発を図るとともに、障害者駐車場や多機能トイレ等のバリアフリー設備への理解や適正利用も促していきます。

また、企業等を対象とした障害者雇用に関する研修会を開催するなど、企業の障害者雇用に対する不安を解消し、職場内の障害者理解及び雇用を促進します。

②ユニバーサルデザイン®の推進

障害の有無にかかわらず、互いの個性を認めあう「心のバリアフリー」、個々の特性に応じたコミュニケーション手段が選択できる「情報バリアフリー」、生活環境や住環境を整備する「環境のバリアフリー」に取り組み、すべての人が住みやすいユニバーサルデザインのまちづくりを推進します。

③相談支援体制の充実

幼少期の早期障害発見と障害児の早期療育^⑩に向け、医療・療育・教育・保育等の関係機関との連携により、発達相談・支援体制を整備します。

また、障害者相談支援事業所等関係機関と連携を図り、障害者に対する総合的な相談体制の充実に努めます。

④障害者虐待防止と権利擁護の推進

障害者に対する虐待についての市民の正しい理解と認識を深めるため、広報や啓発に努めます。また、判断能力が十分でない障害者が、地域において安心して生活を送れるように「地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）」や「成年後見制度」の利用促進、障害者虐待の防止など、障害者の権利利益の擁護を図ります。

⑩ユニバーサルデザイン

障害の有無だけでなく、言語や国籍、年齢や性別にかかわらずすべての人が使いやすいように考慮されたデザイン

⑪療育

障害のある子どもが社会的に自立することを目的として行われる医療と保育

(5) 同和問題

現状と課題

昭和44年（1969年）に「同和対策事業特別措置法」の制定後、地域改善対策に係るさまざまな特別対策が講じられてきました。

また、近年の急速な情報化の進展に伴い、国は、インターネット上の差別的書き込み等の事案が依然として存在していることなど、「現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況に変化が生じている」ことを背景に、平成28年（2016年）に「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」を施行しました。

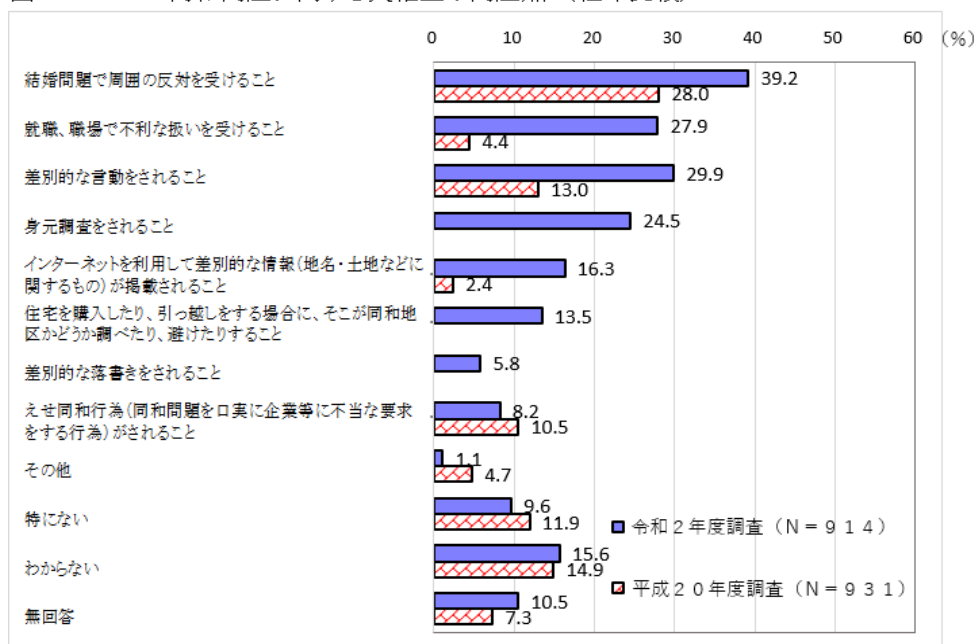
本市においても、同和問題（部落差別）の早期解決をめざして、環境改善事業や地域における同和教育を推進し、宇部市同和対策審議会から「宇部市における平成14年度以降の同和行政のあり方について」の提言を受け、この提言に沿った取組により、生活環境をはじめとした格差は大きく改善されました。

しかしながら、「人権に関する市民意識調査」では、「結婚問題で周囲の反対を受けること」や「差別的な言動をされること」など、市民の同和問題に関する人権上の問題意識が全体的に高くなっており、特に「就職、職場で不利な扱いを受けること」や「身元調査をされること」、「インターネットを利用して差別的な情報が掲載されること」、「住宅を購入したり、引っ越しをする場合に、そこが同和地区かどうか調べたり、避けたりすること」などに対する問題意識が高まっていることから、同和問題に対する継続的な取組が必要です。

〈参考〉

同和問題に関する人権上の問題点

図15-1-1 同和問題に関する人権上の問題点（経年比較）



（令和2年度実施）人権に関する意識調査結果から

取組の視点

同和問題とは、日本社会の歴史的発展の過程で形づくられた我が国固有の重大な人権問題であり、歴史的背景等を認識し、市民一人ひとりが同和問題に対する正しい理解を持つことが大切です。

また、憲法（第14条）に定める「法の下での平等」の精神を尊重し、「部落差別解消推進法」を踏まえ、いわゆる同和地区や同和地区出身者が、その尊厳を傷つけられることのないよう、同和問題を解決するための教育及び啓発活動を推進していくことが必要です。

取組の方向性

①同和問題を解決するための教育の推進

情報化の進展に伴ってさまざまな差別に関する状況に変化が生じていることを踏まえ、現在の同和問題やその歴史的背景、経緯等を十分に認識し、同和問題を解決するための教育を推進します。

②同和問題を解決するための啓発の推進

市民一人ひとりが同和問題に対する正しい理解を深め、主体的に取り組むことができるよう関係機関等と連携し、地域、職場、家庭等において同和問題を解決するための啓発活動を推進します。

③同和問題に関する相談体制の充実

宇部市隣保館をはじめ、関係行政機関や社会福祉団体等と連携し、同和問題に関する相談体制の充実に向けて取り組んでいきます。

(6) 外国人に関する問題

現状と課題

我が国の在留外国人は、現在250万人を超え、今後も増加傾向が予想されますが、言語、宗教、文化、習慣等の違いから外国人をめぐってさまざまな人権問題が発生しています。

内閣府が平成29年（2017年）に行った調査では、「風習や習慣等の違いが受け入れられないこと」、「就職・職場で不利な扱いを受けること」、「アパート等への入居を拒否されること」、「差別的な言動をされること」等が問題となっています。

国としては、「難民の地位に関する条約」や「人種差別撤廃条約」による外国人の人権保障の取組が進められ、外国人登録証の指紋押捺制度が全廃、新しい在留管理制度の開始により、適法に在留する外国人に対する利便性の向上が図られています。

また、平成28年（2016年）6月には、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることを鑑み、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」が施行されました。

本市においては、市内に居住する外国人の生活をより快適なものにするため関係機関と協力した取組により、外国人の不安解消や生活環境の向上に努めてきました。

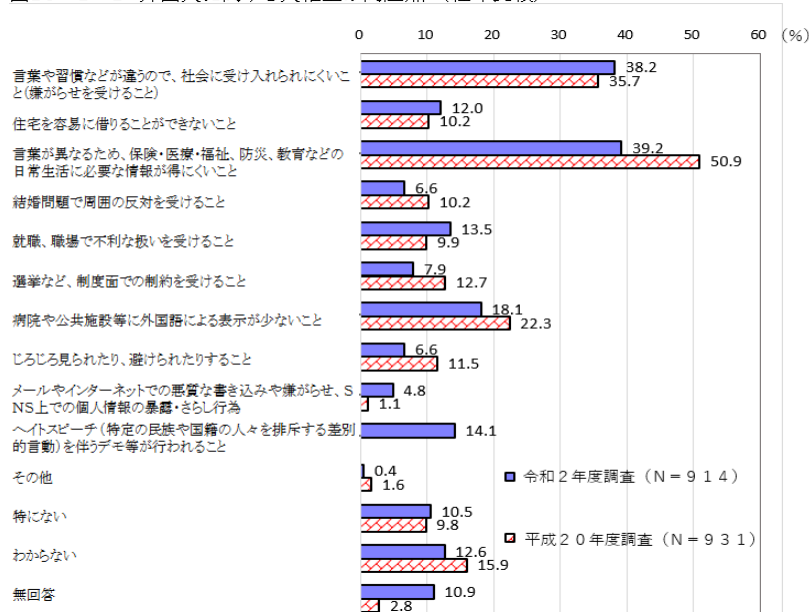
こうした取組により、「人権に関する市民意識調査」では、外国人に関する人権上の問題点として、「言葉が異なるため、日常生活に必要な情報が得にくいこと」への問題意識は低くなっていますが、依然として精神的な疎外感やヘイトスピーチなどで生活に不安を抱いている方が多いことが分かります。

なお、令和4年（2022年）4月30日現在、本市における外国人の数は、2,052人で年々増加傾向にあり、国籍別人数では、韓国、中国、ベトナム、フィリピンに次いで、朝鮮、インドネシア、ネパールと続いており、国籍は38か国に及んでいます。

〈参考〉

外国人に関する人権上の問題点

図16-1-1 外国人に関する人権上の問題点（経年比較）



(令和2年度実施) 人権に関する意識調査結果から

取組の視点

多文化共生社会を進めるため、国籍や民族などの異なる人々が互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら地域社会の構成員として共に生きていくことができるようなまちづくりを進めていくことが必要です。

取組の方向性

① 国際的な人権意識の高揚

私たちの身近な社会にさまざまな国や民族に根ざす文化が共存することを認め、外国人であること、文化的背景が違うことなどで、差別や偏見等が生じないように、豊かな人権感覚を育むための学習の充実に努めます。

②外国人との相互理解の促進

市民の交流を通して、外国人と日本人が互いの文化や生活習慣を理解し、尊重しあえる機会を充実します。

また、外国人へのさまざまな情報提供や日本語教育の充実に努めます。

③相談体制の充実

市内で暮らす多くの外国人が生きづらさを感じることがないように、大学の留学センターや民間の支援団体等との意見交換や情報共有を図りながら、相談体制の充実に努めます。

(7) 性自認・性的指向に関する問題

現状と課題

性自認とは、自己の性別についての認識をいい、性的指向とは、自己の恋愛又は性愛の対象となる性別についての指向をいいます。

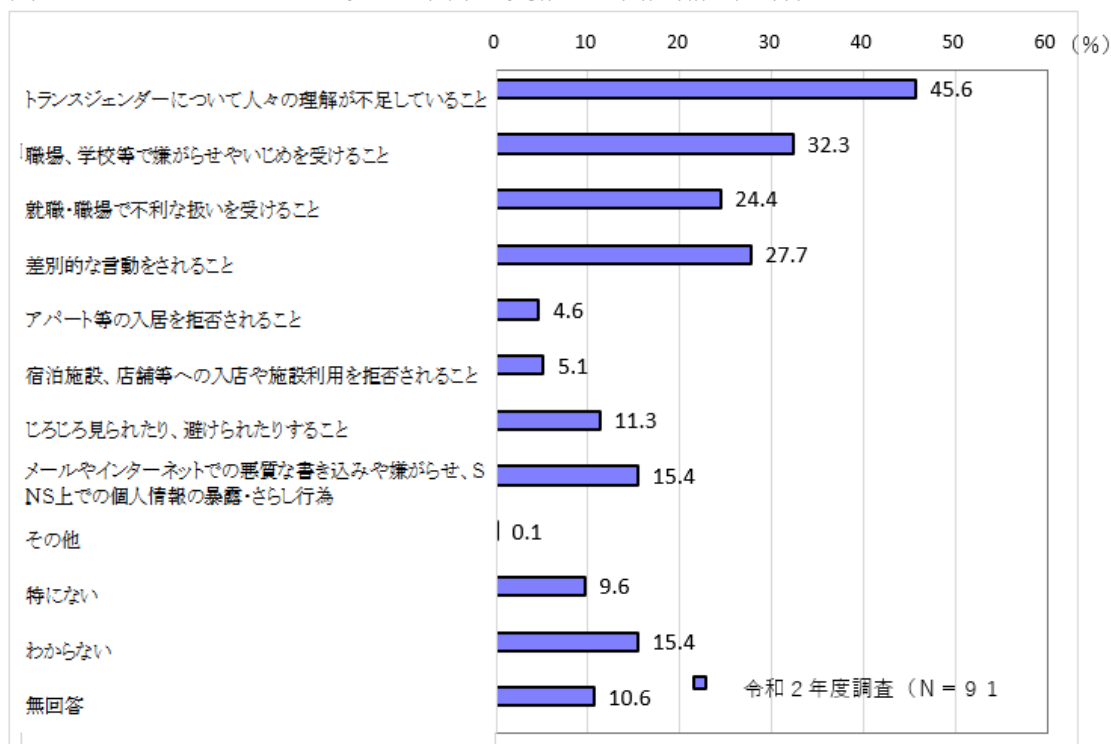
生物学的な性や法的な性が性自認と異なる人や同性愛等の性的指向の人などを示すLGBTという言葉は、これらの「性的少数者（性的マイノリティ）」を総称する言葉の一つとして少しずつ認識され始めていますが、性自認及び性的指向に関する性の多様性の無理解により、誤解や偏見、差別が生じています。

本市においては、これらの当事者が少しでも生きづらさを感じることをなくし、誰もが自分らしく暮らせる社会の実現を目指して、性の多様性についての理解を深めるための周知啓発活動を進めてきました。

こうした取組により、性の多様性についての正しい理解の普及に努めてきましたが、「人権に関する市民意識調査」では、トランスジェンダーに関する人権上の問題点として、「トランスジェンダーについて人々の理解が不足していること」への問題意識が高く、周知が十分とはいえない状況にあります。

〈参考〉 トランスジェンダーに関する人権上の問題点

図14-1-1 トランスジェンダーに関する人権上の問題点（全体）



（令和2年度実施）人権に関する意識調査結果から

取組の視点

性自認及び性的指向を理由とする偏見や差別を生じさせないよう、当事者の存在や困難な状況などについての正しい理解を促進するための取組を進めていく必要があります。

また、地域や学校、職場等において性の多様性の理解を進め、さまざまな性自認や性的指向の方の人権が保障され安心して生活できる環境づくりが必要です。

取組の方向性

① 性自認・性的指向に関する教育及び意識啓発

LGBT等をはじめとする性的マイノリティの当事者が抱える現状や課題について、理解を深めるための教育及び周知啓発活動を推進します。

② パートナーシップ宣誓制度^⑫の運用

性的マイノリティのパートナー同士を公的に認めることで、性的マイノリティの方の生きづらさや不安を軽減するとともに、市民や事業者へ制度の趣旨を周知し、正しい理解を促進します。

⑫パートナーシップ宣誓制度

一方又は双方が性的マイノリティである2人が、互いをその人生のパートナーとして生活を共にし、又は共にすることを各自治体の長に対して宣誓すること。

平成27年（2015年）11月に東京都渋谷区と世田谷区で施行され、令和5年（2023年）1月10日現在では255の自治体で導入され、本市では令和3年（2021年）9月に導入している。

(8) インターネットに関する問題

現状と課題

インターネットの普及により、情報収集・発信の利便性は大きく向上しましたが、その一方で、誰でも匿名で、どのような情報でも簡単に発信できることから、個人を誹謗中傷する表現や、名誉やプライバシーの侵害、差別を助長する表現がSNSなどのソーシャルメディア上に掲載されるなど、社会的な問題となっています。

また、小中学生等の青少年がソーシャルメディアを利用することによって、性被害や違法薬物などの犯罪被害に遭うケースが増加したり、誹謗中傷や違法ダウンロードなど、子どもが加害者や被害者になり、トラブルに巻き込まれる事案も発生しています。さらに、同和問題や外国人、LGBT等、新型コロナウイルス感染症などに関する差別的な書き込み等も深刻な問題となっています。

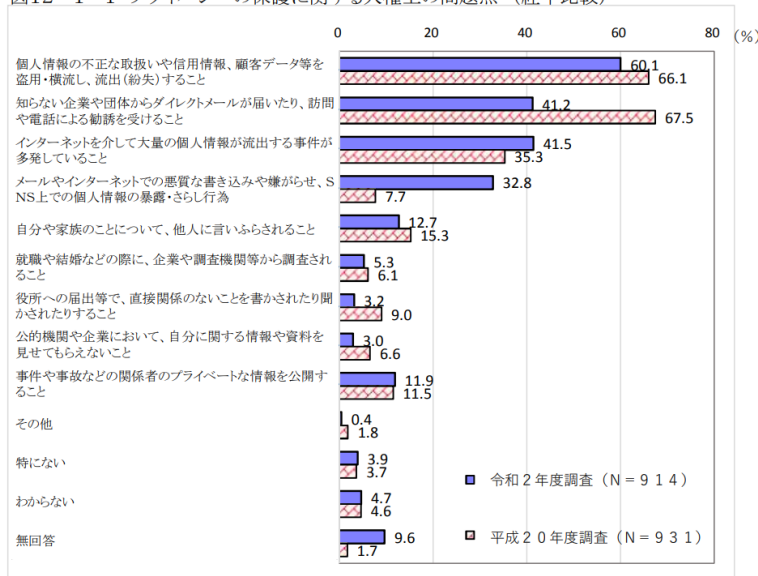
他人の権利を侵害する情報については、「プロバイダ責任制限法」に基づき、プロバイダ等に対して削除や書き込みをした発信者情報の開示を求めることができるなど、被害者救済制度の拡充が図られていますが、十分とはいえず、インターネットでは、一旦ソーシャルメディアや掲示板などに書き込まれた情報は瞬時かつ広範に伝達し、インターネット上から完全に消すことは容易ではありません。

なお、「人権に関する市民意識調査」では、ほとんどの人権問題において、「メールやインターネットでの悪質な書き込みや嫌がらせ、SNS上での個人情報の暴露・さらし行為」への問題意識が大幅に増加しています。

〈参考〉

プライバシーの保護に関する人権上の問題点

図12-1-1 プライバシーの保護に関する人権上の問題点（経年比較）



(令和2年度実施) 人権に関する意識調査結果から

取組の視点

インターネット利用者一人ひとりが、インターネットが公共空間であることを認識し、情報の収集や発信における個人の責任やモラルを身につけ、人権侵害やプライバシーの保護に関する正しい理解を深めるよう、学校や社会において教育・啓発を推進していく必要があります。

取組の方向性**①インターネットによる人権侵害を防止するための教育・啓発**

人権学習セミナーや、小中学校での講演などを通して、インターネット上での人権侵害やプライバシーの保護に関する正しい理解について教育・啓発に取り組めます。

また、インターネットの便利さに潜む危険性についての教育・啓発を進めるとともに、利用者一人ひとりが人権を侵害するような情報をインターネット上に掲載しないよう教育・啓発を行います。

②人権を侵害するおそれのある書き込みへの対応

インターネット上に差別を助長したり、名誉を棄損したり、プライバシーを侵害したりする書き込み等を確認した際には、プロバイダ責任制限法に基づき、プロバイダ等にその削除を求めるなど適切に対応します。

③相談体制の充実

インターネットによる人権侵害を受けた被害者が適切な相談や対応ができるよう、関係機関との意見交換や情報共有を図り、相談体制の充実に努めます。

(9) その他の問題

○犯罪被害者と家族に関する問題

犯罪被害者等は、犯罪行為によって生命、身体、財産に対して直接的な被害を受けるだけでなく、事件に遭ったことによる精神的被害や、うわさや偏見による中傷、報道によるプライバシーの侵害などの二次的被害を受け、平穏に生活することが困難な状況に直面しています。

本市においては、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るとともに、市民が安全に、かつ、安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的に、令和4年（2022年）4月に宇部市犯罪被害者等支援条例を制定しています。

犯罪被害者等が受けている被害の現状等について市民や事業者等の理解を深めるとともに、犯罪被害者等の権利利益を守るため、関係機関や関係団体との連携・協力を図り、教育・啓発活動の推進に努めます。

○罪や非行を犯した人に関する問題

罪や非行を犯した人が真に更生の意欲があっても、犯罪や非行履歴が広められるプライバシーの侵害や地域住民からの偏見や差別意識等により妨げられてしまうことがあります。

円滑に社会生活を営むためには、本人の強い更生意欲とともに、周囲の人たちの理解と協力が必要です。

罪や非行を犯した人の社会復帰の壁となっている事案を解消させていくため、就労・住居の確保や、保健医療・福祉的支援、さらに非行の防止と修学支援など関係機関や関係団体との連携・協力を図り、更生保護の教育・啓発活動の推進に努めます。

○環境に関する問題

私たちを取り巻く環境は、地球温暖化を主な原因とした異常気象による大規模災害の頻発や生態系の崩壊、プラスチック廃棄物の流出による海洋汚染など、さまざまな問題が地球規模で顕在化しています。こうした生活環境や自然環境の破壊を未然に防ぐことは、人の生命と健康を守ることと密接につながっています。

大気や水環境の保全、ごみのリサイクルの推進、資源・エネルギーの効率的な利用など、市民一人ひとりが地球環境についての現状や課題について、正しい理解と認識を深めることが必要です。

本市は、SDGs未来都市として、地球環境にやさしく、持続可能な社会の実現をめざし、すべての人が生活様式や事業活動を見直すなど恵み豊かな環境を保全するとともに、その環境を将来に継承していくよう、温室効果ガス排出量の削減に向

けた省エネルギー行動の促進、廃棄物の再資源化等の取組を進めます。

○北朝鮮当局によって拉致された被害者等に関する問題

平成14年（2002年）9月に行われた日朝首脳会談において、北朝鮮当局は公式に日本人拉致を認め、政府が認定した拉致被害者17人のうち、5人が帰国しています。

その後、日朝間の協議は断続的に行われ、平成20年（2008年）の日朝実務者協議で北朝鮮は拉致被害者の再調査を約束しましたが実行されないままとなっています。山口県においても、拉致の可能性を排除できない失踪者11人（本市1人を含む）の存否がいまだに確認されていない状況です。

拉致問題は、国民に対する人権侵害であり、国家主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題です。

市民の拉致問題への関心と認識を深めるため、「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」の取組を通じて、教育・啓発活動の推進に努めます。

また、この問題に関連して、在日韓国・朝鮮人に対する差別や偏見等の二次的被害が生じないように配慮に努めます。

○感染症等に関する問題

A I D S（後天性免疫不全症候群）やハンセン病などの感染症については、病気に対する知識の普及が不十分なため、感染者・患者等に対する偏見や差別が存在しています。

エイズウイルス（H I V）は性的接触に留意すれば、日常生活で感染する可能性はほとんどありません。また、ハンセン病は治療法の確立により、感染したとしても発病することは極めてまれで、万一発病しても、早期発見と適切な治療により後遺症も残らないと言われています。

また、新型コロナウイルス感染症が拡大する中で、感染者やその家族、治療に当たる医療従事者、ワクチン未接種者に対する差別や偏見、誹謗中傷が危惧されています。実際に、本市でも感染者等に関する事実と異なる誤った情報（デマ）がS N Sやチェーンメールにより拡散されたケースも発生しています。

これらは、感染症に対する思い込みや不安等が差別や偏見の原因であるため、感染症についての正しい知識の普及啓発の推進等により、感染症に対する偏見や差別の解消に努めます。

○災害発生時に関する問題

大規模災害の発生においては、生命、身体、財産に甚大な被害をもたらすとともに、正しく情報把握していないために生じる風評被害や災害転入者へのいじめや差

別等の問題、避難者である高齢者や障害者、子ども等の要配慮者への支援等、さまざまな人権問題が発生し、その対応が問題となっています。

このような災害発生時には、人権が軽視されるリスクが高まるため、被災者の方の気持ちを理解し、その心に寄り添い、すべての人の人権が適切に守られるよう、正しい理解と認識を深めるための啓発活動の推進に努めます。

○アイヌの人々に関する問題

北海道を中心とした地域の先住民族であるアイヌの人々は、独自の生活と文化を築いていましたが次第に侵害されるようになり、アイヌ民族独自の文化が失われつつあります。

このため、令和元年（2019年）に「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」が施行されました。

アイヌの歴史や伝統、文化などに関する教育・啓発活動の推進に努めます。

○性と生殖に関する健康と権利に関する問題

自分のからだは自分のものとして、プライバシーや自己決定権が尊重され、自分の性に関して、性的指向や性自認、その表現も含め自由に決められることは当たり前のことです。

性と生殖に関する健康及び生殖の権利への普遍的なアクセスを確保できるよう教育・啓発活動の推進に努めます。

○医療分野におけるインフォームド・コンセント^⑬の問題と自己決定権^⑭

日本では、身体不可侵の権利としてすでに確立した法的権利となっています。

インフォームド・コンセントは「説明」と「承諾」を二大要素としていますが、医師からの説明に対して患者自身が承諾を意味あるものにするためには、「何を承諾するか」を知っていなければなりません。

医師と患者がお互いの立場を理解したうえで権利を主張できる関係が築けるよう、教育・啓発活動の推進に努めます。

⑬インフォームド・コンセント

診療の目的や内容を納得できるよう患者に説明し、了解を得て治療すること

⑭自己決定権

一定の個人的なことがらについて、個人が自ら決定することのできる権利

◆ 第4章 推進体制 ◆

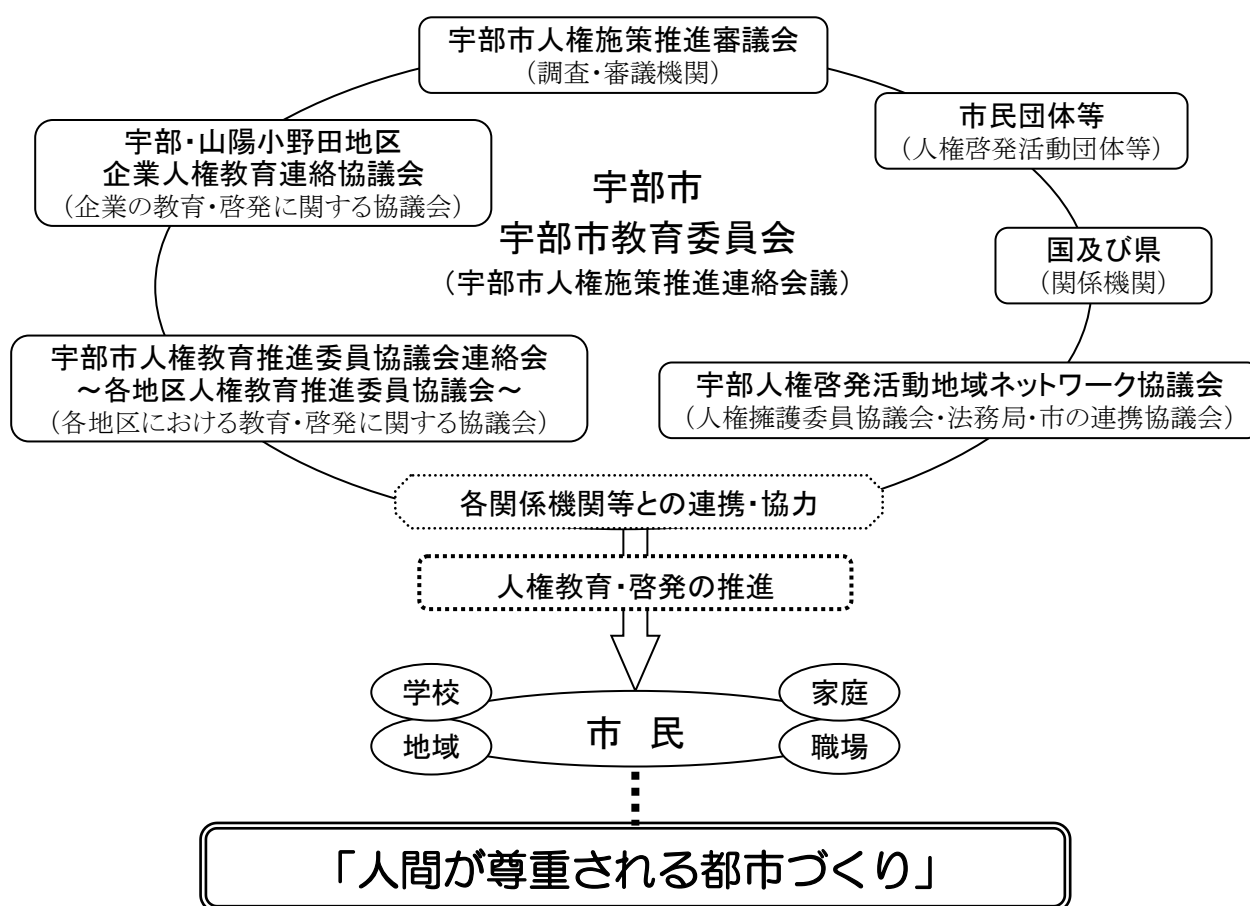
1 推進体制

本市の市民宣言にうたわれている「人間が尊重される都市づくり」を目指すためには、市政の各分野において人権尊重の視点から施策を展開すると同時に、関係機関等との連携、協力を図ることが重要です。

このため、全庁的な連携及び協力体制を確保し、総合的かつ効果的な業務の遂行を図るため設置した宇部市人権施策推進連絡会議を中心に、本指針に基づく人権教育・啓発に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。

また、宇部市人権施策推進審議会の意見を聴きながら、人権に係る施策を総合的に推進するとともに、国及び県の関係機関、宇部人権啓発活動地域ネットワーク協議会、宇部市人権教育推進委員協議会連絡会（各地区人権教育推進委員協議会）や宇部・山陽小野田地区企業人権教育連絡協議会、市民団体等の民間団体とそれぞれの役割に応じた連携体制を充実させ、さまざまな形での連携、協力を図り、人権教育・啓発を効果的に推進します。

2 体系図



参 考 資 料

- 世界人権宣言
- 日本国憲法（抄）
- 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律
- 市民宣言

世界人権宣言

1948年12月10日

第3回国際連合総会 採択

前 文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちに社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第1条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第2条

- 1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。
- 2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

第3条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第4条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第5条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第6条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第7条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当っては、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第11条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第12条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第13条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第14条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第15条

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第16条

- 1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第17条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第18条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第19条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第20条

- 1 すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

第21条

- 1 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力の基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第22条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第23条

- 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第24条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第25条

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第26条

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならない。また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種的若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。
- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第27条

- 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。
- 2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第28条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第29条

- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあるのみ可能である社会に対して義務を負う。
- 2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもっぱら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。
- 3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第30条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

日本国憲法（抄）

昭和21年11月3日公布

昭和22年 5月3日施行

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起こることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第3章 国民の権利及び義務

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第14条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第19条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第20条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教活動もしてはならない。

第21条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第22条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第23条 学問の自由は、これを保障する。

第24条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第26条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第27条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

3 児童は、これを酷使してはならない。

第10章 最高法規

第97条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成12年12月 6日公布

平成12年12月 6日施行

(目的)

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養^{かんよう}を目的とする教育活動^{きようどく}をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動^{きふつどく}（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法（平成8年法律第120号）第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

市 民 宣 言

わたくしたち宇部市民は
輝かしい市制百周年にあたり
先人の遺業をたたえ
つちかわれた宇部の精神（こころ）を受け継ぎ
愛する人たち 愛する郷土のために
つぎの１００年をめざし
人間が尊重される都市づくりに
力強く前進することを宣言します

令和３年１１月１日

昭和４６年１１月１日宣言（５０周年）
昭和５６年１１月１日宣言（６０周年）
平成 ３年１１月１日宣言（７０周年）
平成１３年１１月１日宣言（８０周年）
平成２３年１１月１日宣言（９０周年）
令和 ３年１１月１日宣言（１００周年）

宇部市人権教育・啓発推進指針
～「人間が尊重される都市づくり」をめざして～

平成17年（2005年）2月策定

平成25年（2013年）3月改定

令和 5年（2023年）3月改定

発行：宇部市

編集：宇部市市民環境部人権・男女共同参画推進課

〒755-8601 宇部市常盤町一丁目7番1号

TEL：0836-34-8308

宇部市教育委員会人権教育課

〒755-8601 宇部市常盤町一丁目7番1号

TEL：0836-34-8618
